

高齢社会をよくする女性の会・大阪



事務局：〒543-0028 大阪市天王寺区小橋町9-13-501（田代方）

Tel/Fax 06-6762-0550

E-mail wabas-osaka@mbm.nifty.com

<http://wabas-osaka.life.coocan.jp/>

第 105 号

2020年1月15日

と き：2019年12月22日（日）13:30～16:30

ところ：ドーンセンター 大会議室①



介護保険フォーラム

「身近に迫りくる介護 なのに、ドンドン

使いにくくなる介護保険制度！」 どうしよう… どうにかしないと…！

講師：石田 路子さん

名古屋学芸大学 看護学部看護学科 教授（社会保障論、社会福祉論、医療福祉論）

社会保障審議会介護保険部会委員、社会保障審議会介護保険給付分科会委員

NPO 法人高齢社会をよくする女性の会理事

2019年2月から始まった第8期介護保険事業計画に向けた検討が大詰めの12月22日、一貫して「利用者の立場」で社会保障審議会介護保険部会委員として意見反映をしてきた石田路子さんをお迎えして、私たちが懸念した見直し案の多くが「今後検討」となり、ホッとするとともに「先送り」への警戒感を持ちながら最終版の審議状況のホットなお話を聞きました。

介護保険制度施行20年が経ちます。すでに新聞等で様々報道されておりますが、今回は第8期の介護保険事業計画になります。我が国において、いままでに経験したことのない超高齢社会を迎え、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、更にその先の高齢者数がピークになる2040年を見据えた検討です。厚生労働省が総論として掲げた検討事項は次の（1）から（5）までの項目です。

- （1）介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）
- （2）保険者機能の強化（地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化）
- （3）地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
- （4）認知症「共生」・「予防」の推進 認知症の大綱の二本の柱が「共生」と「予防」となっているのですが、「予防」というより「早期対応」が重要ではないかと考えます。

目 次

「身近に迫りくる介護 使いにくくなる介護保険制度！」	1～5
「要望書」&アピール提出	5～6
社会保障審議会介護保険部会傍聴記	7
運営委員会だより	7
「介護職がいなくなる」結城康博さんとの意見交換会	8～9
みんな集まろう！私たちの「介護」を守るために！	9
研究会だより（介護問題研究会、認知症勉強会、シニアライフ・サポート倶楽部）	10～11
「高齢社会をよくする女性の会・京都」30周年の集いに参加して	11
インフォメーション	12

(5) 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

「持続可能な制度の構築」として 8 月 29 日に 8 項目が示されました。「介護現場の革新」は、介護従事者の慢性的な人材不足の解決策としての議論です。AI を導入し、介護ロボットを活用する。外国人の方たちの人材教育も含め、一般の市民も何らかの形で介護の仕事に関わってもらうような仕組みを作っていくということです。

しかし介護現場における改善がどのくらい進んだかという、国は処遇改善加算を実施しましたが、その配分は事業所任せです。

休みが取れる、勤務時間内の研修、給料のアップなどが保障されれば離職防止に繋がると考えますが、現場の改革はなかなか進んでおらず、このままではスキルがあり経験を積んだ有能な人材がどんどん離れて行くのではと危惧しています。

参議院選挙後の 8 月 29 日の第 80 回介護保険部会で示されたのは「今後の検討」として次の 1 番から 8 番までにある「持続可能な制度の再構築」として掲げられた項目です。この 8 項目のうちの 2 つだけが今回の改正となりました。

1. 被保険者・受給者の範囲

今後の人口構成の変化、介護保険制度創設時の考え方や、これまでの議論の経緯を踏まえ、介護保険制度における被保険者・受給者の範囲について、特に、「介護保険制度に普遍化」を目指すべきか、「高齢者の介護保険」を維持するべきか、障害の方も含めた制度とするか、20 歳からの介護保険制度とするか。

これまで議論されてきた内容としては、平成 19 年：介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議では、

☆A 類型：被保険者・受給者範囲を 30 歳まで引き下げる

☆B 類型：全国民向けということで医療保険と同じようなタイプとすることが出ております。

これに関する意見は、慎重論、反対論、賛成論、推進論など様々ありますが、平成 28 年「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会）でも議論されました。また第 1 号被保険者は現行 65 歳以上ですが、65 歳から介護保険を使っている人は僅かで、実際 80 歳以上 85 歳位になると 3~4 割か 5 割まで利用率が上がってきます。70 代だったら 2、3 割で

す。この点も再度検討されることになると思いますが、第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の対象年齢をどう考えるかについて今回は見送りになりました。

2. 補足給付について

補足給付とは、平成 17 年改正で施設等の入居者から居住費と食費が給付の対象外とされた時に、低所得の人に対する給付として導入されたものです。在宅で暮らす人や保険料を負担する人との公平性の観点から見直す点はあるか。もう一点不動産の勘案は、資産を預貯金で持つ人たちの公平性や地域格差などを考慮する必要があるという議論でした。



今回の見直しでは、補足給付の現行 4 段階を 5 段階（世帯全員非課税本人年金 80 万円以上を分割）に増やします。

3. 多床室の室料負担

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等の居住費は、平成 17 年 10 月より在宅との公平性の観点から保険給付の対象外とし、個室は光熱水費及び室料、多床室は光熱水費を負担することとされました。平成 27 年度からは介護老人福祉施設は死亡退所も多い等事実上の生活の場として選択されていることから、一定の所得を有する入所者から、居住費（室料）の負担を求めることとされました。

今回、多床室の室料負担について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院等における居住費については、介護老人福祉施設との施設機能との違いから医療側からの反対もあり、結論は先送りになりました。

4. ケアマネジメントに関する給付の在り方

ケアマネジメントについては制度創設時から 10 割給付のサービスと位置付けられてきました。平成 22 年利用者負担導入に関する賛成・反対の両方の意見が出ましたが、両論併記となりました。平成 28 年 12 月の介護保険部会において利用者負担をどうしていくか、1 割から他のサービスが 2 割 3 割という負担になってきており、ケアマネジメントはどうかという議論がまた挙がりました。今回は、10 月ごろまでは 1 割負担導入の意見が強硬にありました。しかし、これ

までどおり今回も10割給付を維持していく、今の段階で継続審議ということで、引き続き検討になりました。

ケアマネジメントの役割は非常に重要で、今介護保険においてケアマネジャーなしでは、諸サービスが回っていかないということは確信します。実際の現場は、その仕事の内容が過酷で、業務は多く、そのわりに報酬は低く、報酬に反映されていない仕事も多々あって、現場は結構疲弊しているところが多いと聞いています。もう一方で、管理者が主任ケアマネジャーの資格を持っていないと事業所を運営できません。しかし、主任ケアマネジャーを取るための受講料は高額で、また大きな地域差があります。

5. 軽度者への生活支援サービスに関する給付の在り方

要支援1・2の方の訪問介護、通所介護については総合事業に移行しています。しかし、市町村によっては、移行が十分に出来ないままのところが多くあります。要介護1・2を総合事業に移行させる案は、要支援の移行期間中も検討課題として挙がっておりました。介護予防・日常生活支援総合事業は、既存の介護サービス事業者に加えて、NPOや民間企業等の多様な主体がサービスを総合的に実施できるようにすることで、様々な形の地域起こしを含めて、皆協力し合って、助け合いながら、支え合う地域福祉につながる活動でもあります。しっかりしたシステムが地域に根付くことになれば、それは評価すべきですし、実際に実践している自治体があることも事実です。

一方、「認知症の人と家族の会」からは、現状で認知症が認められる要介護1・2の状態の人が一番細心のケアを必要としている人たちで、軽度者として扱わないでほしいと主張されています。これは、認知機能の判定と介護度の認定基準とのずれがあるからです。介護保険20年目になり、従来の介護認定審査制度の見直しの必要があるのではないかと思います。

今回要介護1・2を総合事業に適用するかどうかについては見送り、引き続き検討になりました。

6. 高額介護サービス費

自己負担限度額は実際に引き上げられる方向です。平成29年改正で一般区分の負担上限額が医療保険並みの月額44,400円に変わりました。これまで年収383万円以上の人は、年収1000万円以上も390万円も一律44,400円だったのですが、医療保険の限度額のように上限額をさらに3段階に分けようと提案されています。2019年12月27日の最後の審議会で確認されることになります。低所得の区分、一般区分と言われているところは一切変更はありません。

7. 「現役並み所得・一定以上所得」の判断基準

制度創設以来利用者負担割合は所得にかかわらず一律1割となっていました。平成26年の介護保険法改正において、1割負担の原則を堅持しつつ、現役世代に過度な負担を求めず、高齢者世代内において負担の公平性を図っていくために、「一定以上所得のある方」（第1号被保険者の上位2割相当）について負担割合を2割としました。

平成29年の介護保険法改正において一定割合を3割に引き上げ、平成30年8月から施行されています。「現役並み所得・一定以上所得」の判断基準は医療保険との兼ね合いもあり、引き続き検討することになっています。

8. 現金給付

平成28年の介護保険部会意見で「ドイツでは、現金給付が家族を介護に縛り付けるという議論はなく、実際に家族を介護している人を評価する仕組みであり、現金給付は市民社会にふさわしい制度であるとともに総介護サービス費の抑制に寄与している」として現金給付に賛成する意見があったのですが、現時点で現金給付を導入することは適当ではないとして見送りになりました。

♣意見交換会♣

講演のあと約1時間、参加者との意見交換を持ちました。

会場A：地域包括ケアは上手くいくとは思えない、成功例と言われている先進市（例えば大東市）は、介護保険利用抑制に導いており、それが評価されているような気がします。

石田：「介護保険からの卒業」の言葉は、一時期流行語になりました。病気とか怪我とかの場合は状態がだんだん良くなって、必要がなくなるといふこともあります。介護保険は終生使われていくものであり、だんだん必要度が高まっていく。本来の流れであれば、「介護保険からの卒業」という考え方はおかしいと思います。

会場B：認定を待っている時、一ヶ月以上待たされたが…大阪市は一カ月半かかるらしいです。

石田：当初、認定期間は 30 日程度でした。しかし今は全国平均 38.9 日、中には 60 日かかることもあります。待っている間、見切り発車でサービスを受けることはできます。

会場C：特養難民の問題です。豊中市の特養は介護保険 1 割負担＋ホテルコストで 16 万 5 千円、私は 30 年間公立高校の教師として働いてきましたが、僅か 17 万円の年金です。30 年働き続けても、特養にも入れないというのが現状です。

老老介護の問題です。75 歳の私が弟の介護者になりました。自身も神経痛に悩まされています。私の 74 歳の友人は両足が人工関節ですが、105 歳の母親を介護しています。市の調査では 70 代の介護者が 51%で、90 代の介護者が 18%です。極限の介護の中で生活援助が取り上げられたらどうなるか。こういう深刻な状況は決して新聞にも出ません。本当に死のうかとの思いで介護している介護者の声を是非聞いてほしい。



会場から次々と手が挙がり、丁寧に答える石田路子さん

石田：本当に心の魂の叫びですね。今おっしゃっていただいた一つ一つのこと、本当に胸に響きます。実は、国は病院、施設でのケアではなく大きく在宅にシフトしています。在宅の基盤をどれだけちゃんと作っているか。生活の支援というところに視点を置かれているかどうか。現場の実情をぜひ審議会に反映したいと思います。

会場D：在宅にシフトということは、地域に看護ステーションなどが無いところは在宅でどうやって生きていいのでしょうか？

石田：医療の方も今後訪問診療、訪問看護のところに相当なエネルギー、予算も入れていかないと医療そのものも立ちいかないと危機感を感じているようです。訪問介護を徹底していかないと、より重度化が進む。訪問介護が上手く回れば重度化を防ぐことになるので、そこは結構認識しているドクターも増えたなという印象はあります。ドクターたちのプラスの視点を活かし医療といかに上手く手を携えていくか、これは鍵になってくるかもしれません。これまでなかった仕組みを喫緊に作っていかねばなりません。

アンケートより（※は会員外）

- ・男性※ 60 歳代 介護業界で働いておりますが、要介護認定結果と現実の介護支援量とのギャップは日々感じております。その悶々とした気持ちを少し整理できました。
- ・女性※ 40 歳代 介護保険では生活介護、身体介護が主ですが、介護というのは心理面の支援は介護保険で何かカバーできないのでしょうか？（例えば、お話し相手になってあげるとか…お話を聞いてあげることで本人が安心することってありえないでしょうか？）
- ・女性※ 40 歳代 検討されていた論点がわかり、よかったです。「利用者としての声を届ける」というお立場からの発信ということも最初にお示しいただき、よかったです。
- ・女性※ 60 歳代 分かり易くとてもよかったです。審議会のメンバーでいらっしゃるようで、外からわからない中味まで話して下さり興味をひいた。当事者サイドの意見で、成程と思うことも多々あった。審議会委員として、もっともっと頑張りたい！と思いました。
- ・女性 80 歳代 介護保険がどう使いにくくなるのかよく分からなかった。
- ・女性 80 歳代 話し方は、わかりやすいでした。確かに要介護度と要医療度は全く異なるはず。生活支援の視点を重視していただきたいものです。

-
- ・女性 80歳代 会場とのディスカッションはすばらしい。老老介護のたましいの叫びについてちゃんと取り上げられたので良かった。心にしみました。今後のご活躍を願っています。
 - ・女性 70歳代 問題意識をもって審議会に臨み積極的に発言下さっている様子がよくわかりました。また要介護5と要介護1・2の方達の手間のかかり具合は一概にはかれないという視点も大事だとわかりました。今後も委員会で市民目線を持ってのご発言よろしくお願いします。

(相 桂花)

◆ 社会保障審議会介護保険部会と国会審議へ向け要望書提出 ◆

2019年2月25日に再開された「社会保障審議会介護保険部会」は、2021年スタートの第8期介護保険事業計画に向けての制度改正に必要な法改正のための議論を、年末まで概ね月1～2回のペースで議論し、取りまとめられた報告を法案にして2020年1月20日開会予定の通常国会に上程される。

参議院選挙を経て8月末に出された「今後の検討事項」の中の「(5) 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新」として出された検討課題は

1. 被保険者・受給者範囲
2. 補足給付に関する給付の在り方
3. 多床室の室料負担
4. ケアマネジメントに関する給付の在り方
5. 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方
6. 高額介護サービス費
7. 「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準
8. 現金給付

で、「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」及び「骨太方針2019」を踏まえ、検討を行うとされた。

これらは、介護保険制度の根幹にかかわる見直しでもあることから、11月9日の運営委員会で確認し、特に重点の4項目について下記の通り、遠藤久夫社会保障審議会介護保険部会部会長宛に要望書を提出した。

記

- 要望1. 要支援認定者（要支援1・2）への地域支援事業への移行の影響も十分に把握しないまま、さらに要介護1・2を地域支援事業に移行しないでください
認定者の個別の状況や生活実態を把握することなく、「要介護度」のみで「軽度者」と判断するのではなく、要支援認定者を含めて、認定を受けた人の在宅生活に不可欠な「生活援助サービス等」へのさらなる給付の充実を検討してください
- 要望2. ケアマネジメントの10割給付を維持することを求めます
- 要望3. 施設サービスへの補足給付の要件の緩和を求めます。併せて不動産の勘案は公平性や地域格差を生じさせることが懸念されることから行わないでください
- 要望4. 利用者負担の検討には、制度発足時「応益負担」原則を踏まえ、この間の利用抑制の動きなど実態調査にもとづく合理的な見直しを求めます

◆セミナーでアピールを確認し、衆・参厚生労働委員会所属議員 70 人に要望◆



アピールを読み上げる
太平喜代江さん

12 月 22 日に開催したセミナー（1～5 ページ参照）で、12 月 27 日の社会保障審議会介護保険部会で取りまとめられる予定の内容に基づき、今後、通常国会で「法改正」に向けた審議に際して、考慮されるよう訴える下記の 11 項目のアピール（アピールの前文は省略）をセミナー参加者で決議し、年明けに衆・参厚生労働委員会所属議員 70 人に要望を発送した。これらは、NPO 法人高齢社会をよくする女性の会（樋口恵子理事長）、WAN（上野千鶴子理事長）共催（他後援団体多数）で 1 月 14 日開催する院内集会で報告する予定。

アピール

1. 私たちは、“生活援助”こそが介護保険制度の持続にとって不可欠であると考えます。要支援 1・2 の生活援助サービスを市町村に委ねたことは、サービスの質の低下や供給不足などで地域格差が生まれています。従来通り、介護保険制度で責任をもつべきです
2. 生活援助サービスは、「自立支援」として重要なサービスであり、「コミュニケーション・会話」をサービスの一環に組み込むなどの柔軟な制度への改正を求めます。要介護者にとってケアに伴う介護従事者との会話が生活のメリハリの基礎であり、特に認知症の人には「会話なくして介護は成り立たない」現実を踏まえ、介護従事者の専門性が発揮できるよう制度改正を行うことを求めます
3. 軽度者へのサービスを強化することは自立を促進し、介護度の重度化を防ぐと考えます。このことは市町村財政の負担軽減に繋がるものであり、より一層の拡充を求めます
4. 認定者を定期的に訪問しその変化を把握し、ケアプランに反映するケアマネジャーは、高齢者と家族・サービス事業所とのコーディネーターであり緊急時対応の相談相手でもあります。ケアプラン作成時の自己負担導入は、利用の手控えやそれによる重度化の懸念があります。10 割給付を今後も維持することを求めます
5. 施設サービスへの補足給付の要件の緩和を行わないでください。併せて所有不動産の勘案は介護保険制度の持つ公平性が損なわれ地域格差を生じさせることが懸念されることから行わないでください
6. 利用者負担の検討には、制度発足時の「応益負担」原則を踏まえ、この間の利用抑制の動きなど実態調査にもとづく合理的な見直しを求めます
7. 地域包括支援センターが役割を発揮できるよう人的・財政的支援を行うことを求めます
8. 介護保険制度を持続可能なものにするために介護従事者の人材確保が不可欠です。そのために介護従事者の処遇改善を行うことを求めます
9. 介護離職をなくすために有効な手立てを講じることを求めます
10. 介護保険利用者が、制度を適時・適性に利用する「賢い利用者」になるために 65 歳時点で制度の説明会を地域で行うなど、生涯学習として自治体サービスを強化する手立てを講じてください
11. 男女ともに自立し、尊厳ある生を全うできるよう、子供のころからの教育を含め、男女共同参画の施策の推進を求めます

議論する場ではなく、言いたいことを言う場？！

<介護保険部会傍聴記>

植本 眞砂子

昨年11月27日(水)開催の社会保障審議会介護保険部会(第86回)を傍聴した。傍聴席は100人を超える傍聴者がいたが、私は、石田路子委員(NPO 高齢社会をよくする女性の会理事)の随行者登録をしてもらったので、委員席の後ろの随行者席に着席。

2019年2月に再開された第75回部会からペーパーレス化が行われ、資料は開催日前日の16時に厚労省ホームページに掲載され、傍聴者は、手持ちのタブレットや携帯端末等に保存するか、打ち出して持参するかで、私はタブレットを持参して画面を見ながら傍聴した。

「要介護1・2の総合事業への移行」と「ケアマネの自己負担導入」の見送りの新聞報道があり、前日ホームページに掲載された資料の修正が入るのではないかと期待して臨んだが、冒頭の資料説明は、マスコミ報道が無かったかのように淡々と行われた。

議題は(1)「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」の検討状況(報告)(2)介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付け(報告)(3)保険者機能(4)論点ごとの議論の状況で、資料と参考資料合計は264頁。

資料5の「制度の持続性の確保」の(1)被保険者範囲・受給者範囲(2)補足給付に関する給付の在り方(3)多床室の室料負担(4)ケアマネジメントに関する給付の在り方(5)軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方(6)高額介護サービス費(7)「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準(8)現金給付、のうち(1)と(8)を外すと事務局説明があり、(2)～(7)への意見が求められた。

遠藤久夫部会長(国立社会保障・人口問題研究所長)は、次々に手をあげる委員を指名し、各委員は、それぞれの立場(医療者、利用者、要介護者家族、介護事業所経営者、介護労働従事者、労働組合、経済団体、知事会、市長会、町村会、経済学者など)で発言し、気が付けば予定時間をオーバー、結果としてすべての委員が発言したが、従来の主張の繰り返しという印象だった。

年内に中間取りまとめをする予定の「全世代型社会保障検討会議」の動きを見極めるまで取りまとめは出来ない、と言っているのではと感じた。

【運営委員会だより】**【第8回運営委員会】** 2019年11月9日(土)ドーンセンター

①介護問題研究会主催の会員対象の拡大勉強会 結城康博さん(12/21) ②京都の会 創立30周年記念講演会(樋口恵子さん) 当会から5名参加(11/16) ③国際女性年45周年記念事業(2020/3/7 ドーンセンター) ④「介護保険制度についての要望書」介護保険部会長遠藤久夫氏宛送付(11/9) ⑤介護保険フォーラム(石田路子さん 12/22)のチラシを会報104号送付時(11/9)に同封 ⑥シニアライフ・サポート倶楽部主催拡大勉強会「書き残そう! 大事なことを遺される人に」(中原さくらさん 税理士、会報104号送付時チラシ同封 2020/1/15) ⑦会報の送付・発送先の検討および開拓の課題 適宜対応・変更する ⑧役員会: 次期の役員・運営委員の改選について等の討議(11/20)

【第9回運営委員会】 2019年12月14日(土)ドーンセンター

①結城康博さん講演&意見交換:「介護職がいなくなる～介護人材不足の解消に秘策はあるのか～」(12/21) ②次年度役員について: 三役+事務局長(計6名)で構成する役員選考委員会を設置、候補者の人選・内諾の上、役員会・運営委員会で審議・承認、総会に提案 ③来年度事業: 介護問題研究会主担 2018年度「介護と人権の共同調査・研究事業」を受けて発展・継続 ④ホームヘルパー国賠訴訟の話を聴く会(京都の会よりの提案: 公判を含め経緯を見守りつつ検討・決定) ⑤会報105号発行・発送予定(2020/1/15) ⑥第2回役員会(12/21) ⑦石田路子さん講演「身近に迫りくる介護なのに、ドンドン使いにくくなる介護保険制度! どうしよう…どうにかしないと…!」(12/22) ⑧講師派遣: 近畿市民派議員学習交流会 in 箕面・吉年千寿子さん(2020/1/29)

＜介護問題研究会主催の会員対象勉強会＞

と き：2019年12月21日（土）10：00～12：00
ところ：ドーンセンター4F 中会議室

「介護職がいなくなる」 ～介護人材不足解消に秘策はあるのか～

問題提起：結城康博さん(淑徳大学社会福祉学部教授)

今、訪問介護を担う介護職の高齢化によって深刻な介護人材不足が生じ、このままでは、介護保険制度はあっても必要な介護サービスを受けられない事態が想定されます。介護現場では、介護職を募集しても人が集まらず、介護人材不足から要介護者を受け入れることができず、その結果、閉鎖する事業所が出てきています。介護保険を持続可能なものにするために、介護人材をどのように確保し定着させればいいのか、高齢者やその家族はどうすればいいのか、介護現場の実情と課題が浮きあがってきました。以下、結城さんの講演及び意見交換の要約を記します。

2035年には、団塊世代が85歳を過ぎ、要介護率も50%を超える。その時には、現在、中心的な役割を担っている50代～60代の介護職はほとんどおらず、人手不足と少子化の影響で、高齢者は介護職から選択される時代になる。ものわりのよい賢い利用者にならなければ、介護保険による訪問介護は使いにくくなり、自費ヘルパーのみが可能になることになる。今からは介護職で働く35歳以下の人の確保が必要であり、働く人の権利が守られないと、要介護者は安心して介護サービスを受けることができない。介護職主体の介護保険を作っていないと介護保険制度は崩壊する。

介護事業所は大きく4類型に分けられ、①社会福祉法人・医療法人といった大規模事業所、②在宅・有料老人ホーム・サ高住などを中心とした事業展開をしている業界大手株式会社系事業所、③ベンチャー企業ともいえる小規模事業所、④介護精神を大切に地域に密着した小規模事業所がある。このうち、特に③④の小規模事業所は経営や給与が不安定であり、介護人材不足による影響を受けやすく、後継者がいなければ将来ほとんどなくなる運命にある。中でも、多くの訪問介護事業所（ヘルパー事業所）は、働き手が確保できずに倒産する危機に迫られている。

介護人材不足の要因には、賃金水準の低さと共に介護職種が「きつい」「きたない」「きけん」の3Kと評されるような負担があり、例えば、「きつさ」には、夜勤、不規則勤務、認知症高齢者の対応など介護職そのものの「きつさ」に



介護保険制度の行く末を案じて、熱心に聴き入る参加者

加え、人材不足により労務法規が守られていないことによる「きつさ」もある。多くの介護現場では「人」が足りないため、これらの「きつさ」が常態化してしまっている。また、介護現場から人が離職していく要因としては、「要介護者及び家族のモラルのなさ」や「介護事業所内の指導力・養成力の欠如」があり、現場での環境を変えていく必要がある。

講師は社会福祉学部で学生を教え、介護事業所に就職させる立場にあるが、安心して卒業生を送り出し、長く働き続けて欲しいと願っている。そのための第1条件は、その事業所が「ブラック」企業でないことである。具体的には、サービス残業がないこと、公休が取得できること、若い職員が希望休、有給休暇を取りやすい職場環境であること、各種の研修が実施されていること、研修に残業手当等支払われること、決まった賞与・資格手当・定期昇給があること、パワハラ管理職がいないこと、施設長と中間管理職との連携ができていること、定着率が高いことなどである。概して、働く人を大事にしている事業所は質のいいサービスを提供しており、働く人の権利が守られてこそ、利用者のサービスを受ける権利が確保される。

今の 30 歳未満の若い世代は、現在 45 歳前後の中間管理職が新人だった時代とは大きく異なる。昔のように、怒られ、厳しく言われて指導され、先輩の姿を見て学んでいくようなことは通用しない。先ず褒めて、褒めながら養成・指導していかないと続かない。5 回褒めて、ようやく 1 回叱ることができる。厳しい人材不足、人材難でも、優秀な中間管理職がいれば人が集まる。働きやすい介護現場であれば、採用された介護士が新たな介護士を呼び寄せるといったクチコミによる人材確保も可能になる。介護人材確保・定着には、中間リーダー層の育成、指導方法の研修は必須である。

介護士不足を解決する手段の一つとして、これまでも EPA 外国人介護士を入れてきているが、就職先は施設であり、在宅には入っていない。今回の法改正で、技能実習制度が介護分野にも拡大されることにより実習生が入ってきているが、長期的に日本での介護職に定着することはあまり期待できない。むしろ、日本の高

校生に働きかけて、奨学金の肩代わりをすることで、車の免許取得費用と中古車費用を出すとかの方法で人材確保の方が有効ではないかと思う。

また、講師が提案しているように、介護人材不足を解消する手段として、訪問介護職員を中心に公務員として雇用し、在宅介護サービスを自治体福祉サービスで行うという考え方は、2035 年を見据え、過疎地の現状を踏まえれば可能性がないわけではない。

今でも、一部の要介護者や家族のモラルの低さにより、施設入所を拒否されたり、在宅訪問介護に入ってもらえなかったりする事態がある。今後、団塊世代が 85 歳になり要介護者が増える一方、介護人材が不足するならば、問題の多い高齢者は介護専門職だけでなく、ボランティアや地域の人たちからも敬遠されることになる。これからは高齢者自身もモラルやマナーの向上に努め、「好かれる高齢者になる」ことを目指す必要がある。（吉年 千寿子）

「介護・福祉総がかり行動」主催

高齢者 障がい者 ケアワーカー 事業者の集会

11.9 みんな集まろう！私たちの“介護”をまもるために！

介護保険サービスの供給が制限され、それに伴い利用者や家族の介護負担が増えている。そうした「介護の社会化」がどんどん後退する介護保険制度のあり様を押し止めようと、高齢者、障がい者、ケアワーカーや事業者たちが集まり「介護・福祉総がかり行動」が 3 年前に発足した。2019 年も同会主催の集会が 11 月 9 日にエル・大阪で開催された。（当会から 16 人参加）

この日、大阪社保協の日下部雅喜さんからの「次期介護保険制度」改悪点の指摘の後、40 年以上前に“おむつはずし”“チューブはずし”運動を主導し、今も各地で“生活リハビリ講座”を開催している三好春樹さんが「私たちが目指してきた『介護』とは何か」について話した。

国・厚生省が「“介護”の自立支援」の意味を、“自立を支える支援”から、“支援からの自立”を目的にする内容に変更し、そのもとでの介護保険が運用されつつある今、三好さんの“人（利用者）と人（介護者）”の関係性に基づく「介護」のあり方の話は、これまでケアワーカーが志し、働き甲斐となってきたものの中味でもある。

この後、ホームヘルパーの伊藤みどりさん、藤原ルカさんが、介護保険法はケアワーカーの労働者権利が保護され難い問題を内包しているとして、国への損害賠償訴訟のアピールがあった。

（2019 年 11 月 1 日東京地裁へ提訴）現在、全国のケアワーカーに原告団への参加を呼びかけている。続いて介護現場から現況報告があり、最後に集会参加者一同による社会保障審議会介護保険部会への要請決議がなされた。私たちの介護を守るために「総がかり行動」運動の継続の必要性が共有された集会となった。（玄場 絢子）

研究会だより

✧ 介護問題研究会 ✧

今年度は 4 回に亘って、堤修三さんの『社会保険の政策原理』をもとに学習を深め、議論を重ねました。堤さんが社会保障全般に一貫して提唱されている「社会保険の原理」を確認することにより、高齢当事者としての責務を再認識しました。

また、12 月 21 日には、結城康博さんとの意見交換会を当研究会主催の第 2 回会員対象勉強会として開催しました。その詳しい内容の報告は P8～9 に掲載しています。今回の結城さんとの意見交換会は、介護保険の利用者からの視点とは異なり、支える側の介護従事者の働き方を見据え、示唆に富んだものとなりました。

また現在、2 年前に講師として介護現場の現状を報告していただいた伊藤みどりさん（「働く女性の全国センター」副代表）が介護ヘルパー労働の国への損害賠償訴訟をされています。その動向を注視し、改めて介護労働の勉強もしていきたいと考えています。

2025 年を間近に控え、75 歳以上になる団塊世代が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自己選択・自己決定が尊重される生きかたを継続するためには、その準備のための介護保険制度に対する理解や認識が重要になってきます。来年度にアンケート調査として「団塊世代の生きかたに関する意識調査～円滑な介護保険サービス利用支援のための検討～」(仮題)を、団塊世代の人を対象として実施したいと思います。

当研究会で取り組むべき課題はそれ以外にも山積しています。多くの皆さまにご参加いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。(吉年 千寿子)

※お問い合わせ先： 事務局 TEL&FAX 06-6762-0550 E-mail: wabas-osaka@mbm.nifty.com

✧ 認知症勉強会 ✧

12 月の勉強会は、脳活性化プログラム「シナプソロジー」※を実践してみました。

脳の 1000 億を超える神経細胞が機能するには、個々の神経細胞が、ほかの神経細胞とネットワークを作り出す必要があります。各神経細胞は、手のように伸びている神経線維でお互いに繋がっています。一つの神経線維末端と次の神経線維の末端が向いあっている部分をシナプスと言います。ここを介して情報の伝達が行われます。「2つのことを同時に行う」「左右違う動きをする」といった動きで脳を適度に混乱させ、シナプスを活性化させるプログラムがシナプソロジーです。

このプログラムに参加しての報告と、指体操、スカーフ&お手玉の運動(歌をつけて)、手話付きで歌う等の運動を紹介しました。左右違う動きをするのは、なかなか困難で、笑いも飛び交いました。

次は、いつもの廻し音読。テキストは、『樋口恵子さん⇄春日キスヨさん往復書簡』(WAN のサイトより)。お二人の生き方、考え方に啓発されるひとときでした。

最後は恒例の忘年会。ケーキやコーヒーで、この 1 年を振り返ってのおしゃべりに時を忘れました。

近頃、周りに認知機能に少し変化がおきている方を見かけるようになりました。我が身にも「あれ？」が増えました。人生、まだまだ先が長そうです。定期的に脳のトレーニングや音読の時間をつくる、楽しくおしゃべりをする場に出て行くなど、毎日の生活の場に、脳の機能の衰えを予防する時間を持つよう努めたいものです。(古田 洋子)

※シナプソロジー普及会『脳が冴えるシナプソロジー』中経出版

※お問い合わせ先： 事務局 TEL&FAX 06-6762-0550 E-mail: wabas-osaka@mbm.nifty.com

研究会だより

❖ シニアライフ・サポート倶楽部 ❖

当倶楽部では、人生の後半における様々な課題について、種々の発想や経験談、書物から得られたことについて話し合い、検討を続けております。

昨年9月は、さわやか福祉財団主催で2日間にわたって開催された「いきがい・助け合いサミット in 大阪」に勉強会の一環として有志が参加しました。(会報104号P8～9参照)

11月は「いきがい・助け合いサミット in 大阪」の参加者に、色々と各自で学習された事例などをご報告していただき、様々な視点から話し合いました。サミットでは日本各地から参加者が集まり、各地域での助け合いのシステム構築について語られました。都市部でのシステムづくりはなかなか難しい感じではありますが、今後の超高齢社会を見据えた対策が急がれるところです。

会報104号同封のチラシがお手元に届いていると思います。1月は「書き残そう～だいじなことを、遺される人に～」と題して、当倶楽部主催の会員対象勉強会(1/15)を予定しています。「人生100年時代」という言葉も今や社会に定着し、「終活」の文字が新聞、雑誌を賑わす昨今です。2018年7月に40年ぶりに民法の「相続法」が改正されました。ひとり暮らしの人も家族のある人も、シニアライフの後半生をよりよく生きるために、一度しっかり向き合ってみましょう。

多くの方々のご参加をお待ちいたしております。

今回は3月4日(水)を予定しています。ご意見、ご希望をお寄せください。

(小林 敏子)

※お問い合わせ先： 事務局 TEL&FAX 06-6762-0550 E-mail: wabas-osaka@mbm.nifty.com



「高齢社会をよくなる女性の会・京都」30周年の集いに参加して

山田 芳子

「京都の会」から昨年11月16日に京都アスニーで、「30周年を祝う」というお知らせが私たちの会に届きました。樋口恵子さんをお迎えして開かれ、「大阪の会」から、植本・田代・松浦(現運営委員)・森(前事務局長)・山田の5人が参加しました。私、山田は「大阪の会」創立以前から京都の会の中西豊子さん(前代表)とは親しく交流もあり、大阪の会創立の時にはアドバイスを受け、ずいぶん助けられました。夏場の骨折以来、電車での遠出は控えていましたが、久しぶりに樋口さんが講演なさるということで、意を決して参加いたしました。

第1部では、那須勝子代表から30年のあゆみが報告され、改めて「京都の会」の先駆的な取り組みに感銘を覚えました。樋口さんの講演は、人生100年時代をむかえて高齢者がいまだに「ピンピンころり神話」にすがりついている矛盾をつき、歯切れ良くユーモアもあり、笑いのうちに考えること多く、改めて自分自身の老いる覚悟を見直しました。

第2部の会員懇親会で、私は樋口さんの話に触発されて、「大阪の会」発足前後の混迷と、介護保険法施行にむけての熱気が思い出され、思わず、大阪から会員数名で参加していること、介護保険導入に頑張ったお蔭で90歳になったいま、介護保険に援けられて暮らしていることなどと発言しました。参加なさった会員の方の思いやりに助けられ、杖にすがりながらの「よろよろの京都行」が無事に済んだことを感謝とともにご報告いたします。

尚、樋口さんからは「介護保険の後退を許さない! 1.14院内集会」を上野千鶴子さんが理事長のWANと一緒に開催するというご案内がありました。



「トークセッション」のご案内 (会員対象)

とき：2020年2月8日(土) 13:30～16:00 ところ：ドーンセンター 大会議室 ①

昨年大好評だったトークセッション、会員の皆様のご要望に応じて今年も開催します。会員だけ、少人数のテーブルで、気になっていることなどを気軽に話し合いませんか。ご参加お待ちしております。



- ◆今年のテーマは一つだけ。全てのテーブルで、同じテーマ「どうする！ 人生100年時代 ～これからのわたしの暮らし～」で話し合います。(詳細はチラシをご覧ください)

春日キスヨさん著『100まで生きる覚悟』の「ライフプラン表」でワークショップをしたあと、各テーブルで自由に話し合しましょう。さて、どんな話が飛び出しますか…。



電話相談「介護保険ホットライン 2020」が開設されます！

ハスカップを中心に2006年から毎年開催されているホットライン、今年も開設。2020年1月29日(水)・30日(木)・31日(金) 毎日午前10時から午後6時 介護保険のことでお悩みの方は、お気軽にお電話を！

☎ 電話番号：03-5261-8001

運営委員会日程

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1 月 11 日 (土) | 運営委員会は原則として |
| 2 月 8 日 (土) | 毎月第2土曜日の |
| 3 月 14 日 (土) | 午前10時～12時 |
| 4 月 11 日 (土) | ドーンセンターの
中会議室他で開催 |

※会員はオブザーバー(議決権はない)としていつでも運営委員会に参加していただけます。
運営委員会って、どんな事してるの？
興味のある方は、ぜひ見学にいらして下さい。
お待ちしております。

介護保険ホットライン企画委員会
(共同代表：小竹雅子、小島美里、林洋子)

◆新入会員さんです

横川 万寿美 福井 恵子

◆ご寄附いただきました

井上 一枝 斉藤 民子

(敬称略)

会費・賛助金ご協力のお願い

- ◆ 年会費(4,000円) 未納の方に振替郵便使用紙を同封いたしております。行き違いのありました時はご容赦下さい。
- ◆ 会員及び会員外からも活動賛助金1口5,000円をお受けしております。(会則7条) ご協力ください。
- ◆ 郵便振替口座 00980-1-17848
高齢社会をよくする女性の会・大阪
- ◆ 郵便貯金口座 ゆうちょ銀行 ○九九店
当座預金 17848
受取人名 コウレイシヤカイフヨクスル
ジヨセイノカイ オオサカ

本誌の記事を転載する場合は事務局へご連絡ください。

会報は当会ホームページからPDFでご覧いただくことができます

編集後記

新年のご挨拶を申し上げます。本年も「会」の活動にご支援・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
今年は、どうか平穏な年でありましょう。とどの願ひ空しく、新年早々から世界中がざわついていきます。
「平成」は明治維新以後、唯一戦争のない平和な時代でした。次世代に平和な日本を残すことができるのか、いま私たちは問われています。真剣に考え行動したいと思います。
今年最初の会報をお届けいたします。ご覧いただき、ご意見等をお寄せくださいませ。
(田代 眞朱子)